

東大阪市教育委員会令和3年12月定例会

1 日 時 令和3年12月20日(月)

開会 午後2時00分

閉会 午後2時45分

2 場 所 市庁舎18階 会議室1及び会議室2

3 出席者 (委員)

教育長	土 屋 宝 土
教育長職務代理者	堤 晶 子
委 員	山 中 雅 仁
委 員	秦 卓 宏
委 員	田 中 宏 一

(出席説明員)

教育次長	北 林 康 男
教育次長	諸 角 裕 久
学校教育部長	岩 本 秀 彦
学校教育部参事	森 田 好 一
社会教育部長	望 月 督 司
教育政策室長	永 吉 勝 則
施設整備室長	清 水 浩 明
小中一貫教育推進室長	出 口 博 文
学校教育部次長	杉 本 篤 史
学校教育部次長	出 口 源 一
社会教育部次長	中 西 正 人
社会教育部次長	山 口 昌 宏
人権教育室長	勝 部 高
教育センター所長	中 淵 一 博

4 議 事

【土屋教育長】

ただ今から、東大阪市教育委員会令和3年12月定例会を開会いたします。

本日の会議録署名委員は秦委員にお願いいたします。

さて、市議会第4回定例会本会議におきまして「教育委員会委員任命の同意を求める件」が市長より提案をされ、議会の同意を経て、11月19日付で新たに田中委員がご就任をされましたので改めてご報告をいたします。

それでは、議事の方を進めてまいります。

本日の会議でございますが、日程第1「議案第57号 令和2年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価票決定の件」から日程第4「報告第9号 委員会付議事項臨時代理処理の件」までを議題といたします。

それでは、議案の説明をお願いします。

【北林教育次長】

それでは、議案の説明をさせていただきます。

日程第1「議案第57号 令和2年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価票決定の件」につきましては、令和2年度の教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その報告書を作成するものでございます。

続きまして日程第2「議案第58号 令和3年度東大阪市教育委員会表彰（教育功労者表彰）被表彰者決定の件」につきましては、多年にわたり園児・児童・生徒の健康管理にご尽力をいただいております本市学校園医、学校園歯科医及び学校園薬剤師計31名につきまして、表彰を行うものでございます。

続きまして、日程第3「議案第59号 東大阪市奨学生選考委員会委員委嘱及び任命の件」につきましては、同選考委員会委員の任期が令和3年12月21日で満了いたしますことから、9名を委嘱及び任命するものでございます。委嘱任命期間につきましては令和3年12月22日から令和5年12月21日まででございます。

続きまして、日程第6「報告第9号 委員会付議事項 臨時代理処理の件」につきましては、急施を要し、委員会に付議する暇(いとま)がございませんでしたので、教育長に対する事務の委任等に関する規則第4条第2項の規定に基づきまして、臨時代理処理を行ったものの報告でございます。

臨時代理第23号「令和3年第4回定例会提出議案の意見申し出の件」につきましては、市長より意見聴取のあった市議会令和3年第4回定例会提出議案につきまして、令和3年11月22日付でこれを了承したものの報告でございます。

なお、教育委員会に係る議案の内容でございますが、まず、資料1ページからの「市長の専決処分報告の件」につきましては、訴えの提起に関する専決処分事項について報告するものでございます。

続きまして、資料3ページからの「東大阪市一般職の任期付職員の採用等に関する条例等の一部を改正する条例制定の件」につきましては、法律において、条例で給与の基本的事項を定めるものとされている企業職員及び単純労働職員について、条例に定めるべき給与の基準を整理する等所要の改正を行うものでございます。

続きまして、資料35ページからの「職員の分限の手續及び効果に関する条例等の一部を改正する条例制定の件」につきましては、分限処分を行う際の手続きに関する規定や病欠休職から復職した職員が再び休職した場合における休職期間の通算に関する規定を整理する等所要の改正を行うものでございます。

続きまして、資料47ページからの「東大阪市職員給与条例等の一部を改正する条例制定の件」につきましては、職員が離職した場合における給料の支給について、国家公務員に準じたものに見直すための規定を整理する等所要の改正を行うものでございます。

続きまして、資料107ページからの「東大阪市公告式条例の一部を改正する条例制定の件」につきましては、規則の公布に際し、市長等の署名を要したものを記名及び押印に変更する等所要の改正を行うものでございます。

続きまして、資料112ページからの「執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例制定の件」につきましては、執行機関の附属機関を設置及び廃止するため、所要

の改正を行うものであり、今回教育委員会にかかるものと致しましては、学校屋内運動場空調設備整備事業者の選定にあたり、事業者選定委員会を設置する旨の規定を追加するものでございます。

続きまして、資料 1 1 8 ページからの「東大阪市立学校に勤務する教育職員の身分取扱いに関する条例の一部を改正する条例制定の件」につきましては、本市立学校に勤務する教育職員の分限、懲戒等の身分取扱いに関する規定を整理する等所要の改正を行うものでございます。

続きまして、資料 1 2 1 ページからの「東大阪市立学校に勤務する教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件」につきましては、本市立学校に勤務する教育職員の旅費に関する規定を整理する等所要の改正を行うものでございます。

続きまして、資料 1 2 9 ページからの「東大阪市立郷土博物館条例の一部を改正する条例制定の件」につきましては、常設展示・企画展示の観覧料及び博物館資料の閲覧料を無料とする等所要の改正を行うものでございます。

続きまして、資料 1 3 8 ページからの「鴻池新田会所条例の一部を改正する条例制定の件」につきましては、中学生以下の児童生徒及び児童生徒を引率する教職員の観覧料を無料とする等所要の改正を行うものでございます。

続きまして、資料 1 4 7 ページからの「令和 3 年度東大阪市一般会計補正予算（第 8 回）」につきましては、令和 4 年 4 月からの業務開始に向けて、学校給食配送業者を決定するため、令和 4 年 4 月から令和 9 年 3 月までの 5 年間の配送業務委託料として、学校給食運営経費 9 億 5 千万円を増額するものでございます。なお、当議案につきましては、先議案件として令和 3 年 1 1 月 3 0 日の文教委員会において先に審議をされ、既に議決されたものでございます。

続きまして、資料 1 5 1 ページからの「令和 3 年度東大阪市一般会計補正予算（第 9 回）」につきましては、学校屋内運動場空調設備等整備事業として、令和 5 年度の整備開始をめざし、P F I 方式にて実施するため、民間事業者の選定に係る入札関係書類の作成支援、事業者選定委員会の運営支援、事業契約の締結支援及びその他必要な支援業務の委

託料として2,800万円を、また、学校園における新型コロナウイルス感染症対策の強化に必要な保健衛生用品等を購入する学校園保健経費として、1,185万円を、児童文化スポーツセンターの空調設備工事、警報設備工事及び避難設備工事の工事請負費として3,910万円を、長瀬青少年センターの受水槽、高架水槽及び揚水ポンプの改修工事整備事業として1,590万円をそれぞれ増額するものでございます。

続きまして、資料157ページからの「指定管理者の指定の件」につきましては、現指定管理者の指定の期間が来年3月末日をもって満了するにあたり、地方自治法第244条の2第6項の規定にもとづき、事業者の選定を行った結果、株式会社Recampを新たに東大阪市立野外活動センターの指定管理者に指定するものでございます。なお、指定の期間は令和4年4月1日から令和14年3月31日までの10年間でございます。

以上でございます。何とぞよろしくご審議のうえ、ご決定、ご承認を賜われますようお願いいたします。

【土屋教育長】

それでは、ただいまの日程第1「議案第57号」から日程第4「報告第9号」までの案件につきまして、何かご質問、ご意見等ございませんでしょうか。

【堤教育長職務代理者】

議案第57号 令和2年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書決定の件ですが、10ページの「コミュニティ・スクール制度の導入」について評価がAとなっておりますが、コミュニティ・スクール制度の導入実施にあたり、どのようなプロセスで導入が決定されたのか。また、学校運営協議会制度の委員になられる保護者の代表、地域住民、学校長の方々にコミュニティ・スクール制度が導入、決定されるまでにご意見を聞くプロセスがあったのかということも評価されたのか、どのような点で評価をされたのか説明をしていただけますか。

【笠松教育政策室次長】

事務点検評価につきましては、令和2年度から令和5年度までの第2期教育施策アクションプランの計画に基づきます目標の中、令和2年度の事業についての評価をさせていただいたものでございます。10ページに記載させていただいております事業の目標といたしましては、第2期教育施策アクションプランの目標となりますが、令和2年度は、事業の目標といたしまして「他市先行事例等の調査・研究」、スケジュールといたしましては、「コミュニティ・スクール導入に向けた研究・検討」、この目標、スケジュールにつきまして令和2年度どのように施策を進めてきたかということはこの事務点検評価において評価をさせていただいております。令和2年度につきましては、事業実績とその評価に記載をさせていただいておりますとおり、教育委員会事務局内においてコミュニティ・スクール検討会議を設置し、検討会議におきまして、泉佐野市、河内長野市、守口市への視察を行うなど先行して導入をしている他市の事例を踏まえながらメリット等を整理するとともに、本市としてどのようなコミュニティ・スクール制度を導入することが望ましいのか検討を行ってきました。この実績に基づきまして、今回事業の評価といたしましては、令和2年度一定達成することが出来たということでA評価をさせていただいているとおりでございます。今ご指摘をいただきました学校運営協議会の委員構成、保護者等を含めてどのようなかたちで地域の方々に説明をしていくのかにつきましては、令和3年度、小中一貫教育推進室におきまして事業の方を進めさせていただいているところであるということでございます。

【堤教育長職務代理者】

ありがとうございます。理解させていただきました。コミュニティ・スクールができればそのコミュニティで学校運営協議会のメンバーを決めていかれることではありますが、コミュニティ・スクール制度の導入にいたったプロセスにおいて、運営協議会のメンバーになるであろう方々にどのようなご意見を伺ってきたのか、何かを決定するときには今までも関係者の方々のご意見を聞いてこられたと思いますが、コミュニティ・スクールについ

ては、特に地域の方々のご意見やご理解、ご協力が必要ですから。コミュニティ・スクールは本来、学校ごとに導入するものであり、小中一貫教育を推進しているからという理由で進めていかれているのですが、中学校区全体で推進できるのかどうか疑問に思っています。もちろん、コミュニティ・スクールの意義や効果が高まるということであれば小中一貫の校区でされたら良いと思います。でも、どのようにコミュニティ・スクール制度の導入にいたったのかというプロセスが明確でなければ、この評価はいかなことになりそうですでしょうか。

【笠松教育政策室次長】

先程、申しました通り今お示しをさせていただいているのは、あくまでも令和2年度の評価でございます。令和3年度というところで堤教育長職務代理者よりご指摘をいただいております委員の委嘱、また、どのようなコミュニティ・スクールにするのかというところについては規則の設置の部分であり、今後進めていく中で最終的には教育委員会議にお諮りをさせていただく部分となります。現在、令和4年度の盾津中学校区をモデル校とし、学校運営協議会を設置するにあたりまして、まさに堤教育長職務代理者にご指摘をいただいております学校、地域について今現在ご説明にあがらせていただくとともに、どのような私たちの学校運営協議会がふさわしいのかというところにつきまして学校並びに地域の方々とお話をさせていただいているところでございます。今後、途中経過を含めまして、状況につきましては、教育委員の皆様にご報告をさせていただきますとともに委員の委嘱並びに学校運営協議会の規則については、教育委員会の議決事項となっておりますので、協議会でご説明をさせていただいてご理解をいただいた上で最終的には議決ということで付議をさせていただく予定にしておりますのでよろしくお願いいたします。

【堤教育長職務代理者】

良く分かりました。そのことと同時に、やはりもう一度認識していただきたいのは、3小学校、1中学校すべての地域の方々のご意見を聞いた上で盾津中学校区のモデルに決定

するというプロセスがなければ、決定に至る検討が不十分だったのではなかったかと私は思っています。この評価とは別にして、そういうことの認識がなされている中で、令和2年度の評価をしていただけたらと思った次第です。

次に、13ページの早寝早起き朝ごはんについてA評価ですが、この事業の評価が実態調査に基づくものであるのかどうかという点と、家庭の事情で朝ごはん、特に食事に関しては色々な問題があると聞いておりますが、実情もAだと評価できる目標になっているなら、今後も事業の目標として続けていくべきなのか検討が必要ではないかと思えます。

次に、14ページの教育相談業務については、新型コロナウイルス感染症の影響で相談が出来なかったという不可抗力があった中でも熱心にしていただいているので、そういうことを含めた評価をしていただけたらと思えます。

次に、20ページのいじめ防止対策事業については、概ね達成しているとなっておりますが、いじめ対策事業の在り方について改めて考え直さないといけないのではないかと考えています。

次に、31ページの留守家庭児童育成事業は、新型コロナウイルス感染症の影響下の中、A評価ではなくB評価となっている理由を教えてください。

【山口社会教育部次長】

留守家庭児童育成事業の目標が、待機児童の解消を図りますということですのでさせていただきます。待機児童の数は、平成29年度に122人ございました。年々少なくなってきておりますが、令和2年度の時点では30人ございました。待機児童を0にすることを目標としておりますので、引き続き、待機児童の解消に向けた取り組みを進めていかなければならないというところもございますので、Bという評価にしております。

【土屋教育長】

他にございませんでしょうか。

【各委員】

(なしの声あり)

【土屋教育長】

それでは、日程第1「議案第57号」から日程第4「報告第9号」までの案件につきまして、いずれも原案のとおり、可決及び承認することにご異議ございませんでしょうか。

【各委員】

(異議なしの声あり)

【土屋教育長】

ご異議なしと認めます。

日程第1「議案第57号 令和2年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価票決定の件」から日程第4「報告第9号 委員会付議事項臨時代理処理の件」までの案件につきましては、いずれも原案のとおり可決及び承認することと決しました。

【土屋教育長】

次に、口頭報告をお願いします。

【教育政策室より概要を一括報告】

・感謝状

教育政策室 1件

・後援名義

学校教育推進室 1件

人権教育室 1件

教育センター 1件

【土屋教育長】

それでは、次に学校教育推進室より「令和3年度東大阪市教育フォーラムについて」の報告をお願いします。

【森田学校教育推進室参事】

令和3年度東大阪市教育フォーラムについてご報告をさせていただきます。目的は、めざすべき教育の姿と重点的な取組み状況に鑑み、その成果と課題について共有し、学校教育の推進に資するものでございます。

令和4年1月29日の土曜日、午後1時30分から午後4時20分までを予定しております。場所は、東大阪市文化創造館大ホールを予定しております。実施要綱をつけさせていただいておりますが、市長、議長による挨拶をいただいた後、主催者及び来賓の紹介をさせていただきます予定です。主催者として教育委員の皆様には登壇いただいておりますのでよろしくお願いいたします。

第1部につきましては、TRY KAPの表彰式、その後、義務教育学校くすは縄手南校に協力をいただき、授業改善に向けた学びのイメージについてパネルディスカッションを行わせていただきたいと思います。第2部ですけれども、奈良教育大学教職大学院 小崎准教授に来ていただきご講演をいただく予定となっております。昨年度からGIGAスクール構想に取り組まれているため、課題の整理やGIGAスクールの2年目をどうしていくのかを考えられており、多くの示唆をいただけるものと思っております。

【土屋教育長】

続きまして、教職員課より「第55回東大阪市学校園保健研究大会の開催について」の報告をお願いします。

【出口学校教育部長】

第55回東大阪市学校園保健研究大会の開催についてご報告をさせていただきます。学校園保健に関する当面の諸課題について、学校園保健関係者が一堂に集まり、研修を重ねた内容について、幼稚園・小学校・中学校の発表の場をもたせていただきます。また長年、学校保健の振興や、園児・児童・生徒の健康管理に尽力を賜った学校園医等の先生方の功績を称える表彰をさせていただきます。添付資料に開催日時を記載させていただいております。日時は、令和4年1月21日金曜日、12時から受付をさせていただいて、1時開始、4時閉会の予定です。会場は、東大阪市文化創造館小ホールになります。内容としましては、表彰式、研究発表、記念講演として、「自傷・自殺する子どもたち」について、国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター、センター長の松本様に講演をしていただきます。

【土屋教育長】

最後に、青少年教育課より「令和4年東大阪市成人祭について」の報告をお願いします。

【山口社会教育部次長】

令和4年東大阪市成人祭の開催についてご報告をさせていただきます。日時は、令和4年1月10日成人の日に行います。午前11時から午前11時30分まで、場所は、東大阪市花園ラグビー場の屋根付きの客席部分で行います。対象者は、平成13年4月2日から平成14年4月1日生まれの方、5,093人でございます。周知方法といたしましては、該当者に案内状を郵送をさせていただいている他、市政だより、ウェブサイト等で周知をさせていただいております。

式典の内容でございますが、まず、開会をさせていただき、20年間を振り返った映像を流させていただく予定をしております。国歌・市歌斉唱、市長並びに市議会議長からおことばをいただき、新成人のことば、市長から新成人へ花束贈呈、ゆかりの人たちからのメッセージとなっております。ゆかりの人たちからのメッセージは、東京オリンピック出

場の陸上の多田修平様と体操の杉原愛子様より映像メッセージを頂戴しており、映像メッセージを流させていただく予定をしております。

【土屋教育長】

口頭報告について、ご質問、ご意見等はございますでしょうか。

【各委員】

(なしの声あり)

【土屋教育長】

口頭報告につきましては、ただいまの報告のとおりとさせていただきます。

本日より予定いたしました議案審議はこれで終了いたしました。

本日の会議はこの程度でとどめたいと存じますが、ご異議ございませんでしょうか。

【各委員】

(異議なしの声あり)

【土屋教育長】

ご異議なしと認めます。

それでは次回の教育委員会議の日程を事務局よりお願いします。

【事務局より】

次回の教育委員会議につきましては、令和4年1月17日（月曜日）午後2時より開会する予定にしております。

【土屋教育長】

それでは、これもちまして閉会いたします。委員の皆様方、また、ご出席の皆様、大変ご苦勞様でした。

会議録署名委員

東大阪市教育委員会教育長	土屋 宝土
東大阪市教育委員会委員	秦 卓宏